

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	地域リハビリテーション推進センター, こころの健康増進センター及び児童福祉センター一体化整備事業		
予 算 額	21, 400千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都市では, 「地域リハビリテーション推進センター」, 「こころの健康増進センター」及び「児童福祉センター」の機能を充実するとともに, 各施設の連携強化による相乗効果の発揮や, 専門的中核機関として全市的な相談支援体制の充実を図るため, 地域リハビリテーション推進センター, こころの健康増進センター及び児童福祉センター(以下「3施設」という。)の一体化に向けた取組を進めている。 平成29年3月に策定した「3施設の施設一体化に向けた基本構想」を基に, 平成29年度は, 有識者, 関係団体の御意見をお聴きし, 平成30年1月31日から行っている市民意見の募集を経て, 3施設一体化整備に当たっての基本理念, 整備の目的, 基本的な考え方, 施設の機能, 規模, 整備スケジュール等を定める「3施設一体化整備基本計画」の策定を行う。 〔事業概要〕 平成30年度は, 建設予定地で既存建物のダイオキシン, アスベスト調査, 土壌汚染事前調査, 埋蔵文化財調査を行う。 ○ 建設予定地 住 所 京都市中京区壬生東高田町(市立病院北側) 敷地面積 5, 970㎡ (内訳) 現京都市衛生環境研究所敷地面積 4, 380㎡ 旧こころの健康増進センター敷地面積 1, 590㎡ ○今後の予定 平成30年度 各種調査の実施 平成31年度以降 設計の着手, 建設予定地の既存建物の解体, 新築工事等 〔参 考(他都市の状況・事業効果など)〕			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信		
予 算 額	10, 000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
【事業実施に至る経過・背景など】 文化庁の京都への全面的移転の好機を捉え、障害のある方の芸術文化活動を促進し、「障害者芸術」を活性化させることで、「障害者芸術」にとどまらず、文化芸術分野全般における新たな魅力・活力を生み出し、障害のある方の社会参加の促進、芸術文化の発展、ひいては障害のある方もない方も相互に人格や個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。 【事業概要】 芸術文化活動を行う障害のある方の拡大につながるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による商品化等に向け、天才アートKYOTOなどとも連携して、「障害者アート」活性化プロジェクトを実施する。 平成30年度については、次の事業を行う。 ① 新たな創作活動の掘り起こし（文化芸術に触れ、創造する機会の創出） 総合支援学校や、障害者の福祉施設に、専門家（コーディネーター）を派遣し、文化芸術に触れる機会を提供することで、持続的に創作活動を行う新たなアーティストの発掘につなげるとともに、専門家の人数が限られているため、派遣できる専門家の育成を行う。 ② 発表の場の確保（京都市障害者アート作品展の開催） パリの障害者芸術等、様々な分野の芸術作品と京都市内の障害者芸術作品の作品展を開催することによって、発表の場を確保するとともに、市民の皆様が障害者芸術に触れ合える機会を提供する。 【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 京都・パリ友情盟約締結 60 周年記念事業（上記②）			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興		
予 算 額	6,100千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
2020年東京パラリンピックの開催に向け、障害者スポーツが盛り上がりを見せており、これを契機にスポーツに触れる機会の少なかった障害のある方にスポーツや体を動かすことの楽しさを知ってもらい、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進をするために、障害の有無を問わず、幅広く障害者スポーツを体験できる機会を設ける。 また、車いすフェンシング（東京パラリンピック正式競技）のナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点として、元京都市立山王小学校が指定を受けているため、東京パラリンピックを目指すトップアスリートが身近で努力している環境がある。こうした障害者スポーツとの親和性がある京都市内で、車いすフェンシングをはじめとした障害者スポーツのPRを実施する等により、障害者スポーツへの市民の理解を促進する。			
[事業概要]			
・ パラスポーツフェスティバル（仮称）の開催 ・ パラリンピック正式競技をより深く知るための体験会 ・ 選手育成教室及び競技会の開催 ・ 本市に強化拠点施設のある車いすフェンシングをはじめとした障害者スポーツのPR			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	難病対策総合推進事業(府市協調による難病相談支援センターの共同設置)		
予 算 額	10, 200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
[事業実施に至る経過・背景など] 平成30年4月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月施行)に規定される医療費助成等の事務について、道府県から指定都市に事務が移管され、市民に身近な自治体において総合的なサービス提供が可能となる。 これまで本市では、各区役所・支所において医療費支給等の窓口業務を担い、京都府に進達するほか、保健師による家庭訪問や患者団体への委託による医療相談、ピア(同病の患者同士)相談等を実施してきた。 権限移譲により、難病患者への相談・支援等の拠点となる「難病相談支援センター」等の業務を政令市においても実施が可能となった。このためこの権限移譲を機に、これまで以上に医療・保健・福祉の総合的なサービスを目指して、引き続き京都府とも連携しながら、難病対策のきめ細やかな実施を進めていく。			
[事業概要] 現在、京都府が設置している「京都府難病相談支援センター」について、この度の権限移譲を契機に共同設置とし、これまでセンターが培ってきたノウハウに、京都市の強みである障害福祉を融合することで、これまで以上に充実した地域生活支援を推進していく。			
○ センター所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館ハートピア京都 地下1階			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者24時間相談体制等構築事業		
予 算 額	16, 618千円 (うち充実10, 800千円)	新規・継続の別	新規・継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、平成27年6月から一部地域（上京区、中京区、下京区、南区）を対象地域として、「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施し、土日祝日等及び夜間・早朝の相談受付を行うとともに、対象地域の拡大を含め、今後の事業の在り方を検討してきた。			
【事業概要】 モデル事業の実施結果を踏まえ、様々な支援を切れ目なく提供し、地域における障害のある方の生活支援を図るため、次のとおり事業の充実等を行う。 ○ 休日・夜間相談受付センターの設置 休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、全市域に対象地域を拡大して土日祝日等及び夜間・早朝時間帯の相談受付を行うことで、相談支援体制を充実する。 ○ 休日・夜間緊急対応支援事業の実施 区役所・支所閉庁時間帯に生じた緊急時に、直ちに障害福祉サービス等報酬の算定対象となるヘルパー等の利用が困難な場合でも、障害福祉サービス等と同等のサービス提供が行える支援員の派遣費用を支給することで、緊急時の支援が円滑に実施されるよう、サービスの充実を図る。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者生活介護事業所等整備助成		
予 算 額	85,600千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
【事業実施に至る経過・背景など】 障害のある市民が、住み慣れた家庭や地域で生活を送りながら、施設で食事・入浴等の介護，創作的活動や生産活動の機会の提供を受ける生活介護や，共同生活の住居で食事・入浴等の介護，相談や日常生活上の援助を受ける共同生活援助等の障害福祉サービスのニーズが高まってきている。 【事業概要】 平成30年度は、障害福祉サービスのニーズに対応するため、社会福祉法人等が実施主体となつて行う障害福祉サービス事業所(生活介護，共同生活援助)に対し、整備助成を行い、定員増を図る。 ○ 新設 2箇所 1 生活介護事業所 HOLYLAND (仮称) 定員 20人(短期入所2人併設) 場所 左京区山端滝ヶ鼻町 2 共同生活援助事業所 エリヤ館 (仮称) 定員 10人 場所 右京区梅ヶ畑古田町			
【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】 1 市内の生活介護事業所 (平成29年12月1日現在) 箇所数：77箇所，定 員：1,575人 2 市内の共同生活援助事業所 (平成29年12月1日現在) 箇所数：127箇所，定 員：594人			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	あんしん生活緊急サポート事業		
予 算 額	6, 188千円 (うち充実1, 300千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
[事業実施に至る経過・背景など] 障害者総合支援法において実施される重度訪問介護（国制度）については、これまで入院中の医療機関に対するヘルパー派遣が対象外とされていた。そのため、京都市では、心身上の理由により意思疎通が困難な重度障害のある方が入院した場合に、入院中の病室において、本人の障害特性を十分に理解している支援員が、本人と医療スタッフとの間でコミュニケーション支援を独自で実施している。 平成30年4月施行の障害者総合支援法の改正で、重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院中の医療機関でもヘルパーが利用できるようになり、京都市独自事業の対象者の一部は重度訪問介護でヘルパー派遣が可能となるが、1回当たりの支援時間が短い等により、重度訪問介護の支給決定を受けていない方は、同様の障害程度であっても重度訪問介護の対象外となる。			
[事業概要] 現行の京都市独自事業（入院時支援）の対象者のうち、平成30年度以降も国制度において対象外となる方について、引き続き、京都市独自に入院先にヘルパーを派遣するとともに、支援内容を国制度に準じ、コミュニケーション支援に加え、本人の見守りや介護方法等を看護師等に伝達するサービスを充実する。 在宅生活されている重度障害の方で、重度訪問介護の支給決定を受けておらず、次の①～④のいずれにも該当する方を対象とする。 ① 障害支援区分が6に相当すること ② 重度訪問介護又は行動援護の利用対象者に相当すること ③ 単身又は介護者不在の状況にあること ④ 市内の医療機関に入院し、その医療機関から支援員派遣の承諾書が提出されること			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	視覚障害者の入院中の意思疎通支援事業		
予 算 額	800千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161)		
【事業実施に至る経過・背景など】 視覚に障害のある方は，入院生活に際し，周辺状況がわからず必要な情報を得ることが困難である。また，治療や手術等に当たっても，文書で適切な説明を受けることや署名をすることが難しい。 このため，サポート（代筆・代読・音声訳）を行う人員の派遣について，視覚障害者の方及び関係団体等からのニーズが高い。 【事業概要】 視覚障害者が入院中に，院内生活や手術時の情報を得ることが困難である場合や，文書による説明の理解や署名を行うことが困難である場合に，サポート（代筆・代読・音声訳）を行うための，知識と経験を有する人員の病院への派遣を政令指定都市で初めて実施する。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 和歌山県田辺市で実施（政令指定都市での実施なし）			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	保護施設整備助成		
予 算 額	125, 200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	生活福祉部 生活福祉課(251－1175)		
【事業実施に至る経過・背景など】 京都市においては、ホームレス等の生活に困窮されている方を対象とした支援施設として、一時的な宿泊場所等を提供する「緊急一時宿泊施設」や、生活保護法に基づく更生施設である「中央保護所」を運営している。 しかし、障害があることや健康状態の悪化など、ホームレス等の生活に困窮されている方が抱えている課題が多様化・複雑化しており、現行の支援施設の設備や人員体制では十分な支援を行うことが困難な状態にある。 【事業概要】 現行の支援施設のあり方を見直し、更生施設である「中央保護所」を廃止し、より設備や人員体制が充実する救護施設に転換を図るため、民設民営により新たに整備する。 本事業は、公募により選定する救護施設の整備・運営事業者に対し、施設整備に係る経費の一部を助成するものである。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 救護施設の整備は、本市では初となる。 なお、新たに整備する救護施設には、ホームレス等の生活に困窮されている方に一時的な宿泊場所等を提供する「緊急一時宿泊施設」を併設する。			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	後期高齢者歯科健康診査(「75歳お口の健診事業」(仮称))										
予 算 額	6, 5 0 0千円	新規・継続の別	新規								
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算								
担 当 課	生活福祉部 保険年金課 (2 1 3－5 8 6 2)										
[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、平成30年3月に、京都ならではの「生活文化」や「地域のつながり」を通じて市民が主役の健康づくりを推進する「健康長寿笑顔のまち・京都推進プラン(仮称)」を策定する予定である。 また同時に「歯と口の健康」に関する取組を重点的に推進する「京都市口腔保健推進実施計画「歯ッピー・スマイル京都」(仮称)」を策定し、歯科口腔保健を含む「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を一層推進することとしている。 [事業概要] 要介護状態に至るまでの体や心が弱った状態(フレイル・オーラルフレイル)への対策として、市内在住の75歳の方を対象に、以下の取組を行うことにより、健康増進や介護予防を促進し、「健康長寿のまち・京都」の実現を目指す。 <実施内容> <table><tr><td>対 象</td><td>市内在住の75歳の方</td></tr><tr><td>実 施 方 法</td><td>指定医療機関で実施</td></tr><tr><td>実 施 内 容</td><td>① 口腔機能評価を含む歯科健康診査 ② フレイル対策を含む保健指導 ③ 地域介護予防推進センター事業や地域包括支援センター等との連携</td></tr><tr><td>自己負担額</td><td>無料</td></tr></table> <事業の流れ> 【本市独自】地域介護予防推進センター、地域包括支援センター等との連携 【指定医療機関】 健診受診 → お口の状態などの評価 (例) 健康, フレイル傾向, フレイル など → 保健指導 (例) 知識の普及啓発, 口腔機能の向上に係る指導, 食事指導 など 【介護予防事業等】 健診結果等を基に、その人に合った介護予防事業(口腔機能向上教室等)へ [参 考 (他都市の状況・事業効果など)] 本事業は、誤嚥性肺炎等の疾病予防や口腔機能の維持・向上等、さらに低栄養状態などのフレイル対策としての効果が期待され、歯と口の健康だけでなく全身の健康、さらに健康寿命の延伸を目指すうえで重要な意義をもつものである。				対 象	市内在住の75歳の方	実 施 方 法	指定医療機関で実施	実 施 内 容	① 口腔機能評価を含む歯科健康診査 ② フレイル対策を含む保健指導 ③ 地域介護予防推進センター事業や地域包括支援センター等との連携	自己負担額	無料
対 象	市内在住の75歳の方										
実 施 方 法	指定医療機関で実施										
実 施 内 容	① 口腔機能評価を含む歯科健康診査 ② フレイル対策を含む保健指導 ③ 地域介護予防推進センター事業や地域包括支援センター等との連携										
自己負担額	無料										

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	認知症疾患医療センター運営事業		
予 算 額	2,600千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(746－7734)		
【事業実施に至る経過・背景など】 認知症高齢者が今後さらに増加すると見込まれることから、一般市民からの認知症相談・外来対応・鑑別診断、かかりつけ医・病院等からの専門医療相談などを行う専門医療機関を設置し、その活動を通じて、本市市域における認知症医療提供体制の更なる強化を図る必要がある。また、認知症初期支援を行う認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という）を全市展開に向け増設していくに当たり、支援チームの医療面などのバックアップ体制の強化が必要となっている。			
【事業概要】 地域の認知症疾患の保健医療の推進・向上を図り、認知症医療提供体制の更なる強化を図るため、以下の事業を行う専門医療機関をプロポーザルにより公募し、新たに「<u>認知症疾患医療センター（地域型）</u>」を1箇所指定・設置する。			
＜認知症疾患医療センター（地域型）における主な取組＞ ① 本人・家族や介護事業者などから認知症に関する相談に応じる専門医療相談 ② 画像検査等を基にした専門医による認知症の詳しい診断の実施と治療方針の決定 ③ 認知症とともに併発している疾病（合併症）への対応 ④ 地域の関係機関との連携 ⑤ 本市支援チームをはじめとする本市認知症施策への助言・指導			
※認知症疾患医療センター（地域型）・・・上記の役割を果たすための地域における中核となるセンター			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 平成27年介護保険法改正に基づく地域支援事業として実施			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	～地域で気づき・つながり・支える～ 認知症総合支援事業		
予 算 額	65, 829千円	新規・継続の別	継続
	(うち充実 23, 200千円)	政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(746－7734)		
【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、認知症の人とその家族等に対し、「地域で気づき・つながり・支える」の視点で次の認知症対策に取り組んでいる。 ○ 「認知症初期集中支援チーム」の設置 平成29年度は2箇所（下京区・南区及び西京区〔洛西含む〕）新設し、それまで設置していた1箇所（北区・上京区）と合わせて計3箇所で開催 ○ 認知症高齢者の行方不明事案に対応する取組強化（事前相談・登録制度の普及啓発、発見協力に係るネットワークの充実、発見協力模擬訓練の実施等） ○ 若年性認知症支援の取組（専門職向け基礎研修の実施や相談窓口の設置等） ○ 病院での認知症ケアの質の向上を図る「病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修」の実施 ○ 「認知症サポート医」の養成やかかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 ○ 認知症の正しい理解を地域に広げるための「認知症サポーター」の養成・登録等			
【事業概要（充実【認知症初期集中支援事業】）】 平成30年度については、できるだけ早期に全市展開できるよう、「認知症初期集中支援チーム」を新たに3箇所増設し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の更なる強化を図る。			
＜認知症初期集中支援チームの主な取組＞ ① 訪問活動による情報収集やアセスメント ② 本人・家族等への心理的サポート、医療機関への受診勧奨、生活環境改善 ③ 状態像に合わせた医療・介護サービスに至るまでの支援 など			
実施に当たっては、医療・介護をはじめとする幅広い関係者から、認知症初期集中支援事業をはじめとする認知症施策全般について、それぞれの専門領域の視点から助言や意見をいただきながら進めていく。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 平成27年介護保険法改正に基づく地域支援事業として実施 初期集中支援チームの設置箇所は今後選定していく。			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業 ～在宅医療・介護連携支援センターの地域展開～		
予 算 額	71,800千円	新規・継続の別	継続
	(うち充実 40,400千円)	政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(746－7734)		
【事業実施に至る経過・背景など】 全ての団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者のその人らしい生活を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の連携により、高齢者の在宅生活を支援していく必要がある。 そのため、京都市においては、平成29年度に取組の拠点として、新たに「在宅医療・介護連携支援センター（以下「支援センター」という）」を2箇所（下京区・南区、右京区）設置したところである。 【事業概要】 <u>平成30年度については、支援センターをできるだけ早期に全市展開できるよう、更なる増設に取り組むこととし、新たに3箇所増設する。</u> 支援センターには、在宅医療と介護の専門的な知識・経験を備えた在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、次の事業に取り組む。 ＜在宅医療・介護連携支援センターの主な取組＞ ① 地域の在宅医療と介護の現状把握，課題抽出，対応策等の検討 ② 地域の医療機関や介護サービス等の資源を把握し，リスト・マップ化等 ③ 地域の医療・介護関係者からの相談対応 (訪問診療医の紹介，退院後の在宅療養生活に係る関係者間の調整など) ④ 地域の医療・介護関係者向け研修の実施 ⑤ パンフレットの配布やセミナー等による在宅療養に関する市民啓発の実施 ⑥ 切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の検討 ⑦ 地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 平成27年介護保険法改正に基づく地域支援事業として実施			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護基盤等整備助成														
予 算 額	1,005,014 千円	新規・継続の別	新規・継続												
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算 局配分枠												
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213-5871)														
〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都市では、これまでから、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて京都市民長寿すこやかプランに基づき、介護サービス基盤の充実など必要な介護サービスの供給量の確保に取り組んでいる。 〔事業概要〕 平成30年度は、現在策定中の第7期京都市民長寿すこやかプラン（計画期間：平成30年度～32年度）に定める整備目標の達成に向け、特別養護老人ホーム6箇所、小規模多機能型居宅介護拠点3箇所、認知症高齢者グループホーム2箇所の整備助成を実施する他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1箇所、特養多床室プライバシー保護改修1箇所の整備助成を実施する（別紙参照）。 (整備目標) (単位：人) <table><tr><th>施 設 種 別</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>6, 296</td><td>6, 532</td><td>6, 717</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>2, 310</td><td>2, 373</td><td>2, 445</td></tr></table> ※ 小規模多機能型居宅介護拠点については、整備目標数は定めていないものの、認知症高齢者グループホームとの併設を推奨する等により整備を推進している。				施 設 種 別	30年度	31年度	32年度	特別養護老人ホーム	6, 296	6, 532	6, 717	認知症高齢者グループホーム	2, 310	2, 373	2, 445
施 設 種 別	30年度	31年度	32年度												
特別養護老人ホーム	6, 296	6, 532	6, 717												
認知症高齢者グループホーム	2, 310	2, 373	2, 445												
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕 「第6期京都市民長寿すこやかプラン」（平成27～29年度）における特別養護老人ホーム整備状況 29年度末目標6, 105人分に対し、6, 107人分（100.0%）を整備															

(別 紙)

○ 特別養護老人ホーム整備助成

新規/継続	施設名称又は箇所数	定員	場所
新規	1 箇所分	80人分 (短期入所 10 人分併設)	—
継続	すないの家 御陵 (仮称)	80人	西京区御陵塚ノ越町

○ 地域密着型特別養護老人ホーム整備助成

新規/継続	施設名称又は箇所数	定員	場所
新規	3箇所分	87人分 (短期入所 30 人分併設)	—
継続	鷹匠の家 ほっこり (仮称)	22人 (小規模多機能型居宅介護 拠点併設)	伏見区鷹匠町, 紺屋町

○ 小規模多機能型居宅介護拠点整備助成

新規/継続	施設名称又は箇所数	定員	場所
新規	2箇所分	—	—
継続	鷹匠の家 ほっこり (仮称)	(地域密着型特別養護老人 ホーム22人併設)	伏見区鷹匠町, 紺屋町

○ 認知症高齢者グループホーム整備助成

新規/継続	施設名称又は箇所数	定員	場所
新規	2 箇所分	—	—

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備助成

新規/継続	施設名称	箇所数	場所
新規	あんしんサポート七瀬川 (仮称)	1箇所	伏見区深草小久保町

○ 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援

新規/継続	施設名称	箇所数	場所
新規	特別養護老人ホーム洛翠園	1箇所	左京区岩倉村松町

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	深草墓園における礼拝施設整備事業		
予 算 額	7,100千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	医療衛生推進室 医務衛生課 （222－3433）		
【事業実施に至る経過・背景など】 宗教・宗派を問わず、深草墓園（納骨堂及び樹木型納骨施設）を利用される御遺族が故人と最後のお別れを行い、厳粛に納骨できるよう、新たに礼拝機能などを備えた建築物を整備することにより、深草墓園内の利用環境の向上を図り、宗教都市・京都にふさわしい墓園を目指す。 【事業概要】 平成30年度 設計 平成31年度 工事・竣工 【その他】 本市では、深草墓園の敷地のうち、通常の墓地としては整備が困難な丘陵地において、樹木（桜、楠）を墓標とし、その周囲に納骨する合葬式の「市民のお墓」として、平成29年11月から樹木型納骨施設の造成工事に着手しており、平成30年度は使用者募集を実施する。 平成29年度 造成工事着手 平成30年度 竣工及び使用者募集の実施 平成31年度 供用開始			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 公営の樹木型納骨施設については、東京都、横浜市、浦安市で運営されているが、礼拝施設の整備は進んでいない。			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	「民泊」対策事業		
予 算 額	131,330千円 (うち新規108,000千円)	新規・継続の別	新規・継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	医療衛生推進室 医務衛生課 (222-4272)		
【事業実施に至る経過・背景など】 平成30年度の住宅宿泊事業法（以下「新法」という。）施行による新たな法制度の下、市民及び観光客の安心安全の確保と地域住民の生活環境の保全のため、新法に基づく届出受付体制の構築に加えて、これまで取り組んできた「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法不適切な「民泊」に対する指導の更なる強化を図る。			
【事業概要】			
1 違法「民泊」対策の強化			
(1) 「民泊通報・相談窓口」の体制強化 新法施行に合わせて増大すると思われる「民泊」に関する通報・相談に対し、よりきめ細かく対応するため、「民泊通報・相談窓口」の体制を強化し、市民や事業者に対するサービスの向上を図る。 また、「民泊」営業に係る説明会開催のコーディネートや事業者との協定書締結等に係る相談や助言など、地域住民の取組を支援する専門アドバイザーの派遣制度を新たに設ける。			
(2) 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化 現在、「民泊通報・相談窓口」や本市の関係法令担当部局に寄せられた通報のうち、営業者等が不明な施設については、営業者を特定するための調査を民間事業者へ外部委託し、効果的かつ効率的に違法不適切な「民泊」の適正化に取り組んでいる。平成30年度は現地調査を行う人員を増強し、より迅速かつ強力に適正化指導を推進する。			
(3) 「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化 新法施行に伴い、住宅宿泊仲介業者が運営する国内外のウェブサイトに対する監視パトロールを実施し、違法物件の掲載の有無や、正確かつ十分な施設情報（届出番号等）の掲載状況の確認を行い、監督官庁である観光庁とも連携し、適正な宿泊サービスの提供を推進する。			

2 旅館業法の許可施設（簡易宿所）に対する監視指導の加速化

平成29年度に引き続き、玄関帳場における面接の実施等、簡易宿所の管理運営の実態調査を民間事業者に委託し、効率的かつ効果的な監視指導を推進する。

3 新法に基づく届出受付等体制の構築

平成30年3月15日から開始となる新法に基づく事業の届出の受付のほか、問合せへの対応などを民間事業者へ委託することにより、新たな法制度の実施に万全の体制を構築する。

4 「民泊」制度の周知

新法や「民泊」に係る本市の独自ルールを定めた条例等について説明するパンフレット等の作成や「民泊」制度に係る情報を集約したホームページ（多言語対応予定）を開設し、市民や事業者に対し十分な制度周知を図る。

[参 考（他都市の状況・事業効果など）]

平成30年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	依存症対策事業		
予 算 額	3, 158千円 (うち充実 1,000 千円)	新規・継続の別	新規・継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	こころの健康増進センター（314－0355）		
【事業実施に至る経過・背景など】			
平成28年12月、犯罪を行った薬物依存症者に係る「再犯の防止等の推進に関する法律」及び、ギャンブル等依存症の悪影響防止のための措置を講じるよう盛り込まれた「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR推進法）が公布・施行され、都道府県及び指定都市は、専門的な相談や再発防止のための治療等、依存症者及びその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応することとされた。 依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であるが、京都市内における依存症の専門医療機関の不足から、依存症者やその家族が必要な治療や支援を受けられていない現状にある。 このような状況を受け、依存症の中でも専門医療機関や相談機関の少ない薬物とギャンブル依存症に対しての専門相談窓口を当センターに設置するとともに、依存症者やその家族の診療、相談を行い、依存症者の回復や再発予防に努める。 また、薬物依存症に対して有効であるとされている認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施し、再発予防を図る。			
【事業概要】			
1 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来（専門相談）【新規】			
対象：薬物・ギャンブル依存症者と当該依存症者への対応に苦慮している家族等			
内容：専門医師による相談・診療（月1回）			
2 薬物依存症再発予防プログラム【充実】			
対象：薬物依存症者			
内容：認知行動療法に基づく治療・回復プログラム（月2回計8回を2クール）			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】			
・薬物依存症、ギャンブル等依存症相談拠点機関を設置している都道府県等 佐賀県、鹿児島県（政令指定都市は無し）			
・薬物依存症者に対する回復プログラムを実施している政令指定都市			
11都市			
〔千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、 北九州市、福岡市、熊本市〕			